

後期フーコーと近代史研究のこれから

高林陽展

はじめに

— 近代を編成する組織・倫理・専門知とは何か —

近代史に特徴的な歴史的事象を考えると、わたしはまず何を思い浮かべるだろうか。西洋世界に限って話を進めれば、啓蒙思想、産業革命、フランス革命、国民国家化や帝国主義が想起されるかもしれない。近世まで含めれば、宗教改革や市民革命も視野に入ってくるだろう。いざしにしてみても馴染みのある主題であり、今日においても色褪せて見えるようになったわけではない。事実、これらの主題については今もなお研究精度の向上が図られている。しかし、二〇世紀後半から今日に至るまでの歴史学は、近代を近代たらしめているものはなにかという点について、上

に挙げた、いわゆる大文字の歴史的事象を通じてではなく、よりミクロで構造的な次元へと探求の手を伸ばしてきたことも忘れられてはならない。一九七〇年代以降に展開された社会史、一九九〇年代以降の文化史の隆盛は、近代とは何かという問題に関して、より日常的な次元に属し、大文字の歴史的事象をめぐる政治的言語には直接的には現れず、当時の人々の意識の範疇に収まりがたい問題への注目を促すものであった。

こうした問題関心の中心に、あるいは起点に、ミシェル・フーコーがいたことは疑いようもない。フーコーは、特に『監獄の誕生』、『狂気の歴史』、『性の歴史』を通じて、歴史家の問題関心を刺激してきた。¹⁾ これらの著作を通じて、わたしたちは、刑罰、教育、医療、ジェンダーの問題を考

え、近代的な規範形成とそれを広宣する施設や専門家の存在に注目してきた。今回開催されたシンポジウムに寄せて言えば、「組織・倫理・専門知」にこそ近代の編成原理が認められうるのだという確信が歴史家に広く共有されるようになったのである。

しかし、率直に言えば、フーコーを参照しつつ近代史を研究するという潮流は過去のものとなりつつある。一九八〇年代から九〇年代にかけては、フーコーの影響を受けた歴史学的著作が多く見られたが、二〇〇〇年代以降は明らかに停滞している。それは、フーコーを参照するブームの収束であり、ブームを準備した政治経済的な諸条件の消失、特に近代的な権力編成を批判する思想・文化的基盤であったマルクス主義の失墜の結果であった。いまや、歴史学におけるフーコーは消費しつくされ、過去の遺物とすら見なされているのかもしれない。その替わりに出てきているのが、伝統的な政治史や経済史の焼き直しだったり、近代の編成原理を問わない個別実証研究だとしたら、それは皮肉としか言いようがない。

今回のシンポジウムが目指すところは、このような研究状況において、「組織・倫理・専門知」から近代の編成原理を改めて見つめなおすことであろう。三人の報告者は、イギリス、アメリカ、日本の近代において、「よきこと

よからぬこと」（文化規範）、それを担保する知・制度（専門知・法）、実践と介在（組織・中間団体）を検討し、近代性があらわれる歴史的切片を提示しようとしている。その際に鍵となるのは、報告者全員が明示的に述べているわけではないのだが、フーコー的な近代史観との向き合い方であろう。フーコーは総じて言えば、文化規範・専門知・組織を垂直的な権力の根源とし、人間を権力関係に絡み取られる従属的なものとした（少なくとも、フーコーを受容した初期の歴史家たちはそう受け取った）。

この点について、三人の報告者は、それぞれの実証的作業から超克を試みている。長谷川報告は、一八世紀イギリスの貧民の生存戦略や技法に着目し、歴史的主体としての人間の復権を認めようとした。松原報告は、二〇世紀初頭アメリカの訪問看護事業から、この福祉事業の実践が既存の秩序維持のためのものではなく、ボトムアップの政治改革の芽が出ようとしていたことを論じた。すなわち、秩序維持のための垂直的なものではなく「批判と転覆」を志向する点で、規範的権力の浸透性の限界を示唆した。他方で、宝月報告は、戦時期日本における歯磨きと咀嚼という衛生と食にかかわる規範の形成と実践に焦点をあて、規範が習慣化される際の主体性の問題を検討している。対象とした地域はイギリス、アメリカ、日本と異なるが、いずれも同

一の問題、すなわち歴史における権力と主体性の問題に対してアプローチしているのである。

シンポジウムでコメントーターを務めた著者が本稿で論じるのは、こうしたそれぞれのアプローチの成否であり、フリーコーとの向き合い方の成否である。果たしてそこには、ポスト・フリーコー的な近代史観とも呼ぶべきものが認められるのか。または、依然としてわたしたちはフリーコーの手の内にあり、その歴史観を否定ないし修正できるだけの地点には到達していないのか。本稿は、歴史学においては相対的に受容の進んでいない後期フリーコーの諸概念を参照しつつ、三つの報告にコメントを付してゆきたい。

後期フリーコーから近代史へ

一九九〇年代末以降の英米圏では、後期フリーコーの諸概念が注目されるようになった。統治性や生権力の概念である。これらの概念への注目は、歴史というよりは今日のネオ・リベラリズムやバイオメデイシンを検討するためのものである^③。

フリーコーに沿って、この二つの概念をごく簡単に振り返っておくならば、以下のように整理できるだろう。まず生権力とは、「生命に対して積極的に働きかける権力、生命

を経営・管理し、増大させ、増殖させ、生命に対して厳密な管理統制と全体的な調整を及ぼそうと企てる権力」と定義される^③。換言すれば、人口データから得られる身体・精神の不健康のリスクに対して予防的諸制度を構築することであり、具体的には、公衆衛生制度、学校衛生制度、医療保険制度、母子保健制度を指す。近代国家は、健康状態、死亡率、寿命などの人口情報を収集し、人間身体に関する生理、生殖、病理への介入によって経済的資本として適正化し、従順で均質化された労働力を確保することを目指したのである。

一方、こうした人口集団を政治経済的に統制するための「諸制度、手続き、分析、考察、計算、戦術」の動員を、フリーコーは統治性と呼んだ^③。ここでは、諸個人に対する規範の教化、すなわち規律化を特徴とはせず、細かなネットワークによる監視と管理統制によって生命価値の最大化が目指される。過度な規律化はコストのかかるものとして忌避され、その代わりに一定の基準を超える異常のみが問題化され、そのリスクは予防によって軽減される。

そこでまず、統治の意志を発する源として、知識や専門職の問題が検討課題となる。具体的に検討されるのは都市計画、医学、社会保険、生殖、刑罰や植民地主義などの問題領域においてである。こうした問題領域において、いか

なる問題に統治の意志が表明され、その問題解決のためにどのような専門職と技術が動員され、その結果が評価されたのか。こうした点が、今日のフーコー的な研究の一つの焦点となる。

統治性概念を考えるうえで、さらに鍵となるのが自由という概念である。社会学者のニコラス・ローズは、一九九九年に刊行された著書において、自由は統治の反対に位置する概念ではなく、むしろ統治に資するものだと論じている。一般的に言えば、自由の対義語となるのは支配であり、そこでは被支配者の行動に対して、その能力が破壊されるか無視される^⑥。他方で、統治は行為に対する行為であり、望まれた方向へと行動やその過程、結果を形づくるために、支配されるべき領域を利用しようとする。決して破壊はせず、むしろ被支配者の自由がそこには前提とされる。諸個人が自由かつ自律的に、すなわち国家に依存せずに規範を受容し、自己のアイデンティティを形成してこそ、効率的な統治があらわれる。そこにはあるのは隷属や服従ではなく、限定された自由の空間である^⑦。

こうした考え方に従えば、自己ないし主体性は再帰的性情を持つものとなる。もっとも効率的な統治とは、諸個人に規範を押しつけることではなく、彼らが自由だと思いうちに規範を内面化することであり、いわゆる「上」や「発

信元」との関係においてではなく、自己の内部で反芻的に規範をアイデンティティの一部として自己確認することだからである。ただし、それはあくまで、規範的言説が定めた枠内に留まるものでもある。

この点を踏まえると、歴史学において主体性を問うことは、垂直的な権力や規範の存在と規範や権力に対する下からの抵抗や不服従といった二元的な見方ではなく、規範を内面化し、さらにそれを維持し発展させるために自己点検する主体というものを検討することになる^⑧。

そのうえで、一九七〇年代以降になってフーコーが論じた司牧者権力という概念を確認しておきたい^⑨。司牧者権力とは、群れのそれぞれの構成員に対する個別的な配慮を前提とした個人を見守る権力のことであり、為政者が羊飼いとして羊の群れの安全を保証し、群れもそれを期待するというメタファーから名づけられたものである。フーコーは、規範の発信と内面化は常に成功するものではなく、だからこそ秩序安定のための継続的な試みとして、群れの成員に対する保護や配慮を伴わせる司牧性が必要になると主張した。そして、一八世紀以前のそれと以降それには明確な違いがあると論じた。一八世紀までの司牧的権力は、来世における個人の救済を保証することを究極目標とする権力形式であり、社会全体を管理するのではなく、個々の人間を

生涯にわたって見守る権力様式である。それを担ったのは牧人であり司祭である。一方で一八世紀以降となると、国家の官僚、慈善家、医師がその任に就くことになる。彼らは、現世での救済を確約し、人口を数量的に把握することで人を個別的に把握する権力の一部となる。この概念はこれまで近代史研究に導入されたことはほとんどないのだが、近代史における主体性の問題を検討するうえで重要な参照点となると思われる。

以上で概観した後期フーコーの諸概念をもとに、今回の三報告へのコメントを付してゆきたい。そこでの論点は、垂直的な権力や規範の介在だけを論じるのではなく、また権力や規範に対する抵抗や不服従を簡単に発見するのではなく、規範を内面化し、さらにそれを維持し発展させるために自己点検する主体というものがいかなる局面に存在し、あるいは存在しなかったのかを論じることであり、官僚、慈善家、医師たちが主導する個々の人間を生涯にわたって見守るポリティクスをみつめることとなるだろう。

長谷川報告

長谷川報告は、直接的にはフーコーに言及するわけではないが、ポスト・モダンズム以降の人間の主体性という問

題を検討の対象とした点でフーコー的関心にふれるものと言える。一八世紀イングランドの貧困救済をめぐる近代的な規範・知・実践のあり方を検討するなかで、長谷川は、貧者によるメイクシフト・エコノミー（生存維持の経済）に着目し、貧者自身のやりくり、その場のぎのぎの仕方、慣習への依拠のあり方を検討した。そして、貧困救済は規範・知・制度のみによって形づくられるのではなく、貧者の主体的な選択の余地が残されていたことを主張した。そこでの貧者の主体性は、彼らの個人的な語り、すなわちエゴ・ドキュメントから探求された。長谷川が目指しているのは、歴史の実証の現場から、人間の主体性復権を試みることであった。

ここで考えておきたいのは、貧民の主体性なるものがどこまで自律的なものかという点である。確かに、長谷川が言うように、近世イングランドにおいて国家や慈善団体などが提供した救済のための諸制度は、その受け手たる貧者たちによって、彼ら自身の生存戦略のために利用され、為政者の当初の目的が掘り崩される局面もあっただろう。例えば、定住法の問題がそうである。近世以降の民衆の移動頻度の増大に伴って、もともと所属していた教区ではない地域で、救済法の下での救済を受けることを可能としたのがこの法律であるが、それは果たして、民衆の移動が主導

する結果の一つなのか、または権力の側が民衆の移動に対応して救貧制度を可変的に運用したということなのかは、容易には判断できない。

ここではあえて司牧者権力概念にそって考えてみると、長谷川報告が述べた定住法における「強制送還」措置の緩和は、貧民への司牧的な歩み寄りだと読むこともできるだろう。言うまでもなく、救貧制度を現場で担ったのは牧人や司祭が配された教区である。教区制度は、社会全体へと規範を発信しその貫徹性を狙うものではなく、教区に属する個々の人間を生涯にわたって見守るものである。であれば、救貧制度を知り「強制送還」を免れようと訴える貧民の手紙は、生存戦略であると同時に、司牧的権力へ寄り添う主体による表現と読むこともできるのではないか。そう考えると、長谷川報告で示されたのは、司牧者権力のもとで貧民救済制度が変容し、その受け手たる貧民たちもまたその枠の中で主体性を発揮したということであり、歴史における主体性の復権は容易には語りえないようにも思われる。

松原報告

松原報告は、近代的な権力が容易にはその対象に浸透しなかったことを論じる点で、ポスト・フーコー的なもので

ある。松原は、諸主体による交渉・折衝の過程こそが近代の秩序安定化の試みにおいて重要であり、秩序は必ずしも安定するとは限らないこと、批判と転覆が常に志向されていることを強調する。氏の主著のタイトル『虫喰う近代…一九一〇年代社会衛生運動とアメリカの政治文化』（ナカニシヤ出版、二〇一三年）にもあるように、近代の権力編成は、一枚岩ではない「虫喰い」の様相を呈しているのであり、秩序を求める欲望は常に不完全だというのである。

松原が論じるのは、経済成長に伴って社会問題が噴出する一九世紀末のアメリカである。長谷川の議論と同様に、一九世紀末から二〇世紀初頭のアメリカにおいても貧困への対処、すなわち秩序の回復・安定化の欲求は存在した。しかしアメリカでは、連邦制をとる「弱い国家」という性格のため、貧民救済の主たる担い手は中間団体や女性となった。母性主義福祉国家論である。そのうえで松原は、ウォルドらによって展開されたセツルメント運動、特に訪問看護事業を事例として、貧者救済のあり方が当時の規範や制度によって規定されたものかを論じてゆく。

松原が注目したのは、訪問看護事業を正当化するうえでウォルドらが科学性を強調したことである。二〇世紀初頭のアメリカにおいて「科学」は社会から全幅の信頼を置かれたものではなく、その正当性を訴えるためには医師専門

職との言語的な折衝、政治家を含む公衆への情報発信を常としなければならなかった。さらに、そこで発信されるのは、既存の保守的な安定化のためのビジョン、すなわち慈善や医師といった社会的エリート層による「上からの救済」ではなく、公衆衛生という近代の「科学」的な貧困予防の手段を用いた、地域社会を草の根から安定化させるための「下からの政治」であった。すなわちウォールドの公衆衛生は、地域に根差したオルタナティブな政治として具現化されるのである。前期フーコーの規律化論に従えば、中間団体が主導する貧者への訪問看護事業は、貧者の生活を近代的な労働規律に沿ったものに再編し、内面化させるための重要な手段と理解されるだろう。しかし、松原は、フーコーの規律化論とは異なる、あるいはそれとは一定の距離をとる自律的な近代性のあり方を主張したのである。

ここで指摘されるべきは、長谷川報告に対するそれと似て、公衆衛生を通じたウォールドの社会改良ビジョンの自律性という問題である。公衆衛生は通常、典型的な近代的な身体規律化のプロジェクトとみられがちである。それは、人間がおかれるべき環境、水、空気、家、公園のあるべき状態を規範として定めるものだからであり、そこでは個別のな生のあり方についても一定の指示が与えられるからである。となれば、ウォールドと彼のプロジェクトが示す自律

性とは、いったいどこまで自律的なのか。

先述の司牧的権力をいまいちど参照してみたい。フーコーは、一八世紀以降になると、司牧者権力は国家の官僚、慈善家、医師によって担われるようになること、彼らは、現世での救済を確約し、人口を数量的に把握することで人を個別的に把握する権力の一部となることを指摘した。これを念頭におくと、一九世紀末から二〇世紀初頭のアメリカで起こっていたことは、弱い国家であるが故の、官僚ではなく慈善家や医師による個別化する権力、近代の司牧的権力の発露とみることができるのではないか。ここでは、地域に根差したオルタナティブな政治の装いをとりながらも、その根においては近代を徹底する統治的権力のあり方とある程度一致していたように思われる。

宝月報告

ここまでの二つの報告と比べると、宝月報告は、明らかにフーコーの影響を受けた研究である。この報告は、歯を磨くことと咀嚼することという、近代的衛生観念が学校という場を通じていかに広宣され、社会に根づくことになったのかを検討し、近代における身体的規律化の成否を問うものである。具体的には、学校での衛生教育に国家、医師、衛生商品を販売する企業が介在し、あるべき衛生と食餌の

文化を子供たちに刷り込もうとする局面が検討される。しかし、実態を追うなかで、宝月は、歯磨きや咀嚼の習慣が内面化されたかどうかは、家庭での実践や、行為者自身の理解に負うものだという問題に直面する。そして、移ろいやすぐ複数的な主体性、環境や文脈の影響を受ける存在としての自己という、垂直的な規律性からは逃れ出たところでの人間の主体性を発見する。しかし、規範と向き合う主体が個別的な条件のもとでそれを習慣として再編する様相は、個別的条件が故にあいまいでわかりにくい。近代における主体のもつ再帰的性格へ迫ることの難しさが露呈しているのである。

一方で、これまでの二報告と比べると、宝月報告がとりついた主体性は少々質の違うもののように思われる。貧者の救済や社会問題の解決という問題に比べると、統治の根幹にかかわる切迫さの程度が少々弱いように感じられるからである。言い方を変えれば、歯磨きと咀嚼の問題は、人口の統治、秩序の安定という関心の枠から若干ずれ、何か審美的な次元においてなされる身体の規律化のようにも見える。長谷川・松原両報告で言及のあった定住法や訪問看護は、支配者が望む秩序の枠内に被支配者が留まるようにするための施策であり、そこには切迫した統治への意識が介在している。しかし、宝月自身も述べているように、

咀嚼規範の問題は、戦時下の「精神総動員」体制のもとで進められたものであり、実質的な効果を目的としたものではないようにも見える。つまり、宝月が報告で述べたように、歯磨きと咀嚼という規律化の結末があいまいでよくわからないのは、規律化せんとする当事者たちにとっても、あいまいでわからなくてもよかったためかもしれない。となれば、近代日本の組織・倫理・専門知の問題は、ヨーロッパが個別的に保護しようとする権力の問題につながるのに対して、何につながってくるのだろうか。こうした点についてもさらなる検討が必要となるだろう。

おわりにかえてーいまいちどフーコーへー

冒頭でも述べたように、フーコーに言及する歴史家は近年少なくなってきたように思われる。しかし、それはフーコーの議論が失効したからでも、消費されつくしたからでもない。むしろ、ネオ・リベリズムが謳歌している今日だからこそ、見つめなおされるべきことも多いはずである。今回のシンポジウムの三報告は、フーコーに直接的に言及するものではなかったが、その関心は概ねポスト・フーコーにあったと言ってよいだろう。特に共通するのは、人間の主体性の問題であり、規律的権力と規範の浸透の限

界という問題であった。三報告はそのような問題関心から丁寧の実証の作業を行い、新たな近代史観を打ち立てようと試みている。

ただし、それはフーコーを超越するというよりも、いまいちどフーコーを見直させるものだったようにも思われる。フーコーは、講義録で権力についてこう語っている。「権力は自由な主体、つまり人が自由であるときに限って行使されるもの」である。^⑩すなわち、奴隷が鎖でつながれている時、そこには権力関係は認められない。権力関係とは、「ある行為が他者の可能的行為の領域を構造化する手段・方法」であり、人間が社会に生きるといふとき、それは必ず他者の行為に作用する行為がありうるといふ前提の下で生きることである。

権力から人間が逃れえることは容易ではなく、人間は権力関係の下で再帰的に主体を構成するほかない。このようなまなざしをもつてこそ、フーコーの先へ、近代史のさらなる深みへ足を踏み入れることができるのだろう。「なんにせよ、社会に生きることとは、他者の行為に作用する行為がありうるといふ形で生きることなのだ。権力関係なき社会とは抽象にすぎない」といふフーコーの言葉にしたがつて。^⑪

註

- (1) シュエル・フーコー、田村叔訳『監獄の誕生：監視と処罰』(新潮社、一九七七年)、シュエル・フーコー、田村叔訳『狂気の歴史：古典主義時代における』(新潮社、一九七五年)、シュエル・フーコー、渡辺守章訳『性の歴史1 知への意志』(新潮社、一九八六年)(以下、『性の歴史1』と略記)。
- (2) 近代ヨーロッパにおける犯罪史、医療と衛生の歴史、性の歴史はいずれも、フーコーを大なり小なり意識して書かれたものと言ってよいだろう。例えば、矢野久や栗田和典ら犯罪史研究者、衛生や疾病に関して著作のある川越修や見市雅俊、性の問題については荻野美穂、精神医療史家鈴木晃仁らの研究である。
- (3) Nikolas Rose, *Powers of Freedom: Reframing Political Thought*, Cambridge University Press, 1999; Mitchell Dean, *Governmentality: Power and Rule in Modern Society*, Sage Publications, 1999; Jeffrey T. Nelson, *Foucault beyond Foucault: power and its intensifications since 1984*, Stanford University Press, 2008; James D. Faubion, *Foucault now: current perspectives in Foucault studies*, Polity, 2014; Claire Blencowe, *Biopolitical experience: Foucault, power and positive critique*, Palgrave Macmillan, 2012; Alain Beaulieu and David Gabbard (eds), *Michel Foucault and power today: international multidisciplinary studies in the history of the present*, Lexington Books, 2006; Sam Binkley and Jorge Capetillo (eds), *A Foucault for the 21st century: governmentality, biopolitics and discipline in the new millennium*, Cambridge Scholars Publishing, 2009; Eric Paras, *Foucault 2.0: Beyond Power and Knowledge*, Other Press, 2006.
- (4) 『性の歴史1』一七三頁。
- (5) シュエル・フーコー、廣瀬浩司ほか訳『シュエル・フーコー思考集成 知／身体：一九七八』(筑摩書房、二〇〇〇年)、二七〇頁。
- (6) Rose, *op.cit.*, p. 4.
- (7) 美馬達哉「生権力を開く」『現代思想』、二〇〇九年、一八〇―一九一頁。檜垣立哉編『生権力論の現在：フーコーから現代を読む』勁草書房、二〇一一年も参照されたい。
- (8) こうした議論は決して新しいものではない。例えば、Judith Butler, *The psychic life of power: theories in subjection*, Stanford University Press, 1997, p. 13を参照(邦訳は『ジュディス・バトラー、佐藤嘉幸・清水知子訳『権力の心的な生：主体化＝服従化に関する諸理論』(月曜社、二〇一二年))。
- (9) シュエル・フーコー、西永良成編、笠羽映子ほか訳『シュエル・フーコー思考集成 自己／統治性／快楽：一九八二―八三』(筑摩書房、二〇〇一年)、一七一―一九頁(以下、『自己／統治性／快楽』と略記)。より詳しくは、『シュエル・フーコー、増田一夫編、大西雅一郎ほか訳『シュエル・フーコー思考集成 政治／友愛：一九七九―八一』(筑摩書房、二〇〇一年)、三三二―三三三頁。
- (10) 同書、三六六―三六七頁。
- (11) 『自己／統治性／快楽』二七頁。(清泉女子大学文学部専任講師)